

事業報告受理番号	
----------	--

## 事 業 報 告 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

### 記

1 報告対象技能実習事業年度	年度 ( 年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 3 1 日 )	
2 許可番号		
3 監理 団体	(ふりがな) 名称	
	住所	〒 - ( 電話 )
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) 名称	
	所在地	〒 - ( 電話 )
	事業所枝番号	
5 実習監理した団体監理型実習実施者の数	団体監理型実習実施者 人 / 法人	
6 実習監理した団体監理型技能実習生の数	計 人 ( 第 1 号 人、第 2 号 人、第 3 号 人 )	
7 実習監理した団体監理型技能実習生の国籍( 国又は地域 ) 及び人数		( 人 )
		( 人 )
		( 人 )

8 監理事業の実務に従事した職員の数		合計 人（常勤職員 人 非常勤職員 人）					
9 実施体制	監理責任者の講習受講歴	受講者名	受講講習名	受講年月日			
	監理責任者以外の役職員の講習受講歴						
10 技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A)			合格者数(B)	合格率(B/A)
			(a)修了者数	(b)やむを得ない不受検者数	(A)=(a)-(b)		
	基礎級程度(第1号修了者)		人	人	人	人	%
	3級程度(第2号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	2級程度(第3号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	試験区分		受検者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
	3級程度(第2号修了者)	学科	人		人	%	
2級程度(第3号修了者)	学科	人		人	%		
11 行方不明者の発生状況		行方不明者 人（行方不明率 %）					
12 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数		人			
		登録の有無		有 ・ 無			
13 地域社会との共生に向けた取組の実施状況	概要						
	日本語学習支援						
	地域社会との交流の機会提供						
日本文化を学ぶ機会の提供							

14 監理費徴収実績	徴収した実習実施者数		人 / 法人		
	技能実習生 1 名当たりの の監理費の額		第 1 号技能実習生	第 2 号技能実習生	第 3 号技能実習生
			円 / 月	円 / 月	円 / 月
	内訳		徴収額		支出額
	総計		円	円	
	職業紹介費	計	円	円	
		人件費	円	円	
		交通費	円	円	
		外国の送出機関へ 支払う費用	円	円	
		その他 ( )	円	円	
	講習費	計	円	円	
		施設使用料	円	円	
		講師及び通訳への 謝金	円	円	
		教材費	円	円	
		技能実習生に支給 する手当	円	円	
		その他 ( )	円	円	
	監査指導費	計	円	円	
		人件費	円	円	
		交通費	円	円	
		その他 ( )	円	円	
その他諸経費	計	円	円		
	( )	円	円		
	( )	円	円		
	( )	円	円		
15 備考					

(注意)

- 1 印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 4 欄の は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
- 5 6 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。
- 6 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍(国又は地域)及び人

数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 7 9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。  
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、7 欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
- 10 12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
- 11 13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。
- 12 14 欄の は、報告対象技能実習年度内に徴収した実習実施者数について記載すること。
- 13 14 欄の は、報告対象技能実習年度内に徴収した監理費について、技能実習の段階ごとの技能実習生1名当たりの額を算出した上、それぞれ1月当たりの平均額を記載すること。
- 14 14 欄の は、監理費の内訳について記載すること。また、同欄の は、 から に該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。
- 15 15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 16 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。